コーポレートガバナンス
CORPORATE GOVERNANCE

ADORES,Inc.
最終更新日：2015年7月3日
アドアーズ株式会社
代表取締役社長　三吉　誠
問合せ先：取締役　杉原　優子
証券コード：4712
http://www.adores.co.jp/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社グループにおけるコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方は、企業が長期に存続・繁栄していくために必要不可欠な仕組みであり、また企業が社会的責任を果たしていくための根幹をなすものと考えております。
経営の重要課題である「長期的かつ総合的な株主価値の極大化」の基本方針のもと、迅速かつ効率的な経営を行いながら、コンプライアンス（法令遵守）の徹底、内部統制の徹底など企業の社会的責任を重視し、これらの活動を通じて継続的な企業価値・株主価値の向上を図っております。
当社におきましては経営の透明性を高めるために、監査役会を設置して監査役による取締役の業務執行に対する監視機能の充実に努めていることに加え、内部統制システムやリスク管理体制の構築・整備を推進しているほか、正確かつ公正なディスクロージャーによるステークホルダーへの誠実な対応に努めております。
更に、連結子会社が増えたことにより、当社及び子会社（以下、「当社グループ」という。）の行動規範として、「グループ企業理念」「グループ行動理念」「グループ法令遵守基本方針」を定め、当社グループ一丸となった法令遵守の徹底を図り、企業としての健全性の向上を図っております。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
Jトラスト株式会社	59,755,500	42.91
GF投資ファンド投資事業有限責任組合	40,825,000	29.32
鈴木　高幸	4,364,996	3.13
株式会社スクウェア・エニックス・ホールディングス	3,420,000	2.46
岡田　浩明	1,212,000	0.87
日本証券金融株式会社	733,000	0.53
カブドットコム証券株式会社	595,000	0.43
星　久	545,848	0.39
アドアーズ従業員持株会	512,930	0.37
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	504,000	0.36

支配株主（親会社を除く）の有無	―――
親会社の有無	Jトラスト株式会社 （上場：東京）（コード） 8508

補足説明 更新

Jトラスト株式会社（証券コード 8508：東証2部　以下、「Jトラスト」という。）は、当社の議決権の43.00%を所有し、また、同社代表取締役社長である藤澤信義氏が当社取締役として経営に携わっているなど、当社の意思決定機関に大きく影響を与え、実質的に支配していることが推測される事実が存在する状況にあることから当社の親会社に該当しており、当社に与える影響が最も大きいと認められる会社と認識しております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数 更新	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

当社と支配株主との間に取引が発生する場合には、一般の第三者取引先と同様に、公正かつ適正な手続きを経て決定しており、少数株主に不利益を与えることがないように適切に対応しております。

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情 更新

Jトラストは、国内外の金融事業をコア事業領域としており、Jトラストグループにおける当社グループの事業はアミューズメント事業及び不動産事業、商業建築事業、並びに介護事業であり、独自の事業領域において、各事業のビジネスモデルの展開を図っており、Jトラストグループからの特段の制約および調整を受けている事項はありません。
また、Jトラストに限らず、藤澤氏が役員等を兼務する事業会社との取引については、取締役会の決裁を要する取引が発生した場合、藤澤氏は、その決裁案件に関する取締役会の審議・決議から外れているほか、個別の案件ごとに協議、相見積もりを実施するなど、一般の第三者取引と同様の合理性を確保した上で決定しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	8 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	2 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	0 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
齋藤　義正	他の会社の出身者											
泉　信彦	他の会社の出身者			△								

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
齋藤　義正		社外取締役	医師として内科の診療活動を20年間行っており、大学の教員として7年以上、また、産業医としても7年以上の経験を有し、大学病院や厚生労働省の関係者とのパイプも太く、当社の介護事業を含め、経営に対し幅広く有益なご意見やご指導をいただけるものと期待しております。なお、同氏は直接会社の経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。
泉　信彦		社外取締役	株式会社愛媛銀行入行後、株式会社ロプロ（現株式会社日本保証）で常務取締役を歴任するなど、金融機関における豊富な経験と幅広い専門知識を有するだけでなく、今後当社が強化を図るコンテンツ事業においても現任で取締役をするなど、経営に対し幅広く有益なご意見やご指導をいただけるものと期待しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査法人による監査計画及び監査結果の報告には、監査役が出席し、相互に意見交換が図られており、問題点の共有を図る等、効率的かつ

効果的な監査の実施に努めております。
　監査部におきましては、法令遵守・内部統制の有効性に加え、接客水準の維持・向上を含めた社内規定に則り、適時監査をおこない、その報告は代表取締役及び担当取締役に報告されるとともに、監査役にも常に情報提供されております。
　また、監査部は監査役の行う監査の円滑な遂行に協力しており、必要に応じて随時会合を開催するなど、相互の意見交換・情報交換を積極的に行うことで密接な連携を保っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
栗岡　利明	他の会社の出身者													
松森　洋隆	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
栗岡　利明	○	常勤監査役 栗岡氏を独立役員として指定しております。	長年金融業等で培った財務経理関連を中心とした豊富な経験と高度な専門知識を有しており、その幅広い見識を経営に反映いただくことを目的とする。 また当社との間には特別な利害関係がなく、一般株主と利益相反の生じる恐れがないと判断したため、独立役員に指定しております。
松森　洋隆		非常勤監査役	銀行での支店長を歴任するなど、金融機関における豊富な経験と幅広い知識を有しており、当社経営に関してチェック、助言を期待できることから、職務を適切に遂行いただけるものと判断し、社外監査役として選任するものであります。

【独立役員関係】

独立役員の人数	1 名

その他独立役員に関する事項

当社は、東京証券取引所が定める独立性に関する判断基準等を参考に独立役員を1名以上選任することとしております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明 更新

　役員の報酬等に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、個々の役員の職責及び実績等を勘案し、取締役会決議により決定しております。

ストックオプションの付与対象者 更新	社内取締役、社外取締役、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明 更新

　会社法第236条、第238条及び第239条の規定に基づき、平成27年6月25日開催の第48回定時株主総会において、当社及び当社子会社の取締役に対してストックオプションとしての新株予約権を無償で発行すること、及び募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきまして、承認可決されております。
　なお、新株予約権の割り当てを受ける当社取締役は8名（うち社外取締役は2名）であり、取締役の報酬限度額は平成2年4月18日開催の臨時株主総会において「年額5億以内」にてご承認いただいております。
　また、新株予約権の割り当て総数は1,200個を上限とし、権利行使期間は新株予約の割り当て当日の翌日から2年を経過した日より5年以内としており、当社の長期的な企業価値向上への貢献意欲や士気を一層高めること等を目的として、当社及び当社子会社の取締役に対し新株予約権を無償で発行するとしております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役に支払った報酬総額と監査役に支払った報酬総額に分け各々開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

―――

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

監査部および総務部門のスタッフが社外監査役を補佐する体制を整えております。取締役会及び監査役会招集時の開催連絡、議案説明をメール・FAX・電話などで行うとともに、会議開催前に事前資料の配布を行うよう努めております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

（1）取締役会
当社取締役会は、取締役8名（うち社外取締役2名）で構成されております。当社における業務執行につきましては、毎月1回取締役会を開催しており、会社の経営方針、法令で定められた事項などの重要事項を決定するだけでなく、取締役の職務執行を監督しております。また、迅速かつ適切な意思決定を実現するために、会社における重要事項におきましては、定例取締役会のほか、会社法第370条に定められる書面または電磁的な記録による決議を採用しております。併せて取締役、各関連部門の責任者などで適宜構成される各会議体における情報共有をはじめ、ネットワークを用い適時情報を共有する等、各役員の業務執行状況を共有する体制を構築しております。

（2）監査体制
ア）監査体制としましては、監査部による監査、監査役による監査、会計監査人による監査があります。
イ）内部監査につきましては、事業部門と独立した監査部を設けており、子会社を含む本社各部門および全国の各店舗、事業所を2名で適時監査しております。監査部では監査役と連携をとりながら、店舗巡回監査の計画を中心に、法令遵守、社内諸規定やコンプライアンスの観点から監査を行っております。問題点が発生した場合は適宜代表取締役及び担当取締役に報告を行うだけでなく、すぐに改善命令を出し、フォローアップ監査を行なっております。
ウ）監査役につきましては、取締役会に出席し適宜助言や意見を述べております。
エ）当社の監査役会は監査役3名（うち社外監査役2名）で構成され、定例監査役会を月1回、必要に応じて臨時監査役会を開催し、業務執行状況について協議を行なっております。更に常勤監査役におきましては、取締役会のほか、その他の重要な会議に出席し、また取締役から事業担当者にわたる全ての関係者からの意見聴取や資料の閲覧、調査を通じて取締役の業務執行の適法性・妥当性を監査しております。
オ）会計監査につきましては、興亜監査法人を選任しております。正しい経営情報の提供だけでなく、監査役との適切な意見・情報交換や各事業部門からの意見聴取を行うなど、公正な監査ができる環境を整えております。

（3）その他当社における組織体制
ア）法務・コンプラグループ及び内部統制グループを設置しております。会社法務、法令遵守、リスク管理及び内部統制の運用状況を管理することで、各従業員に対する法令知識の醸成および、企業体としての法令遵守の更なる強化を図っております。
イ）昨今の企業不祥事に鑑み、より高い企業倫理とリスク管理の側面からコンプライアンス・リスク管理体制をより強固なものとすべく、管理部門を担当する役員を委員長としたコンプライアンス・リスク管理委員会を設置しております。企業不祥事の発生を防止するため「グループ法令遵守基本方針」を定め、周知徹底を図っている他、社員のみならず、アルバイト従業員・派遣社員・契約社員・嘱託社員等、当社関係者が通報・相談できる窓口として社内および弁護士事務所に「コンプライアンス・ホットライン」を設置し、運用しております。

（4）取締役及び監査役の報酬決定
役員の報酬等に関しては、株主総会で決議された報酬限度額の範囲で、個々の役員の職責及び実績等を勘案し、取締役会決議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成2年4月18日開催の臨時株主総会におきまして、年額500百万円以内と決議いただいております。監査役の報酬限度額は、平成10年6月26日開催の第31回定時株主総会におきまして、年額50百万円以内と決議いただいております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由更新

当社は、当社取締役会の監督機能の強化を目的として社外取締役を選任し、また、監査役（監査役会）の充実等により、コーポレート・ガバナンスの更なる強化が可能であると考えており、社外取締役2名及び社外監査役2名を選任しております。
なお、社外監査役2名のうち1名を独立役員として選任しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	株主各位の出席の便宜を図るため、また公平性ある議決権行使の場の提供という観点から、定時株主総会の集中日を避けて開催日を設定し、より多くの株主の皆様が出席できるように配慮しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	ディスクロージャーポリシーを定め、当社ホームページにて公表しております。 http://www.adores.co.jp/ir/policy.html	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	毎期第2四半期決算、期末決算後の年2回、代表取締役による決算説明会を開催しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページにIR情報のページを設け、決算短信や決算説明会で配布した資料などを随時掲載しております。このほか、コラボイベントリリースや店舗売上概況等の決算情報以外の開示資料を適宜掲載しております。 http://www.adores.co.jp/ir/	
IRに関する部署（担当者）の設置	経営企画部にIR・広報担当を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社は、株主をはじめ、お客様・地域社会などあらゆるステークホルダーに対して、企業として果たすべき社会的責任があると認識しております。この社会的責任は、お客様へのサービス向上やコンプライアンス遵守だけでなく、社員一人ひとりが高い倫理観のもと、グループ価値向上に向け誠実に取り組むものであり、「グループ行動理念」に定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	資本市場の代表格たる上場企業としてコンプライアンス（法令遵守）の徹底・内部統制の徹底などはもちろん、店舗運営を主軸とした企業としての地域社会への貢献活動など、社会的責任を重視し、これらの活動を通じて継続的な企業価値の向上を図っております。 当社グループ価値向上に向け、2014年度より新たにグループ企業理念に定めた、「世の中の常識にとらわれない独創性と誠実さを通じて幸せで豊かな未来をつくります」を企業活動の原点とし、全社的な活動含め、各種CSR活動を実施・推進してまいります。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、適時・公正・公平な情報開示に努めることにより、株主・投資家の皆様が当社に対する理解を深め適正な投資判断を下していただくことに加え、債権者・格付け機関の適正な判断を支援、当社が適切な格付けを取得することを目的にディスクロージャーポリシーを定め、その実行を徹底しております。当社ホームページ上にて公表しております。 http://www.adores.co.jp/ir/policy.html

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社では、会社法に基づき「取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）」構築の基本方針につきまして、取締役会で以下のとおり決定し、監査・監督機能の強化に努めております。
また、内部統制部門主導により、内部統制システム及びリスク管理体制の構築・整備・運用の強化を図っております。

（1）当社グループにおける取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
ア）当社グループにおける行動規範として「グループ企業理念」「グループ行動理念」「グループ法令遵守基本方針」を定め、事業所等見やすい場所に掲示のうえ、情報発信等を行い、周知徹底を図る。
イ）.コンプライアンス・リスク管理委員会を設置し、当該委員会において、コンプライアンス・リスク管理部門が立案したコンプライアンス及びリスク対応に関する重要な方針を審議し、その後の進捗状況を監視する。
ウ）.法令及び定款に違反する行為が行われ、または行われようとしていることにつき、当社グループにおける使用人等が直接通報を行うための手段として内部通報制度を確立する。
エ）.コンプライアンスに関する啓蒙活動を行うことでコンプライアンス意識の向上を図る。

（2）当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
文書管理規程に従い、取締役会議事録をはじめとする重要な会議の意思決定に関する記録や、職務権限規程に基づき決裁を受けた稟議書等、取締役の職務の執行に係る情報を適正に記録し、保存及び管理を行う。

（3）当社グループにおける損失の危険の管理に関する規程その他の体制
ア）当社グループを統括するリスク管理規程を定め、当社各部門及び子会社に1名以上、コンプライアンス・リスク管理責任者を設置する。
イ）.コンプライアンス・リスク管理責任者並びにそれぞれの担当部署は、事業環境、災害、サービスの品質及び情報セキュリティに係るリスクについて、規則・ガイドラインの策定、研修の実施、マニュアルの作成・配布などリスク低減の施策に取り組む。
ウ）当社グループ各社の部門を横断するリスク状況の監視は当社の内部統制部門が行い、各種契約をはじめとした法務案件全般については、当社の法務審査部門がその対応を行う。
エ）リスク対応のうち重要なものについてはコンプライアンス・リスク管理委員会で審議を行い、職務権限規程に基づき決裁を受けたのち、対応にあたる。
オ）今後新たに生じるリスクについては、当社グループ各社における取締役会は速やかに担当取締役または担当部署を定め、迅速な対応を行う。

（4）当社グループ各社における、取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
ア）当社グループ各社は、取締役会を原則として月1回開催するほか、必要に応じて臨時の取締役会を適宜招集、開催する。さらに、電子稟議システムの導入により社外からでも稟議の閲覧、決裁を可能とし、経営の意思決定の迅速化及び経営効率の向上を図る。
イ）当社グループ各社は、取締役、各事業部門の責任者などで適宜開催される各会議体の開催を通じ、各事業部門の業務執行状況につき検討を行い、適切な対応を実施する。
ウ）各会議体においては、IT、電子媒体などを活用し、業務執行状況、審議資料を当該会議体の構成員全員が共有することにより、効率的な情報伝達を行う体制を構築する。

（5）当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
ア）当社グループ各社は、会社として法令遵守体制、リスク管理体制、経営の透明性を確保し独立性を維持しつつ親会社の内部統制との連携体制を構築する。
イ）子会社に関する重要且つ基本的な経営に関する決定については、当社の職務権限規程並びに関係会社管理規程に基づき、当社の承認のもと実施する。また法令遵守体制について適切な管理及び指導を行うことにより、その業務の適正を確保する。
ウ）子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条1項の職務を行うべき者その他これらのものに相当する者の職務の執行に係る事項の当社への報告その他情報共有に関する体制を定める。
エ）当社の監査部門は、当社グループの業務監査を適宜実施する。
オ）当社監査役と親会社及び子会社の監査役との間で、定期的に監査役連絡会を開催する等、情報交換並びに意見交換などの連携により監査機能の向上に努める。
カ）当社グループにおける法令遵守の厳格化、リスク管理の強化、情報管理の徹底、並びに業務の適正運用体制を確立するため、グループ規程管理規程を定める。

（6）当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項
ア）監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を設置すること、または監査部員を監査役の職務を補助すべき使用人として従事させることができる。
イ）監査役の職務を補助すべき使用人については、その人事、及び考課にあたり事前に監査役と協議し、その意見を尊重した上でこれを実施する。

（7）当社グループにおける取締役及び使用人が監査役に報告するための体制、その他の監査役への報告に関する体制
ア）当社グループ各社において重大な法令違反及び事業活動に伴う事故などが発生した場合は、各社の取締役及び使用人は、その内容を各社監査役に遅滞なく報告する。なお、各社監査役が当該報告を受けた場合には、遅滞なく当社監査役にその旨を報告するものとする。
イ）前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いをうけないことを確保するための仕組みを定める。
ウ）当社の常勤監査役は、取締役会、コンプライアンス・リスク管理委員会などの重要な会議に出席するものとし、当該会議において、取締役、各事業部門及び各関連部門の責任者または、当社グループ各社のコンプライアンス・リスク管理責任者は、経営に関する重要な決定、各部門の業務執行状況、コンプライアンス・リスクに関する重要な案件に係る具体的施策及び内部監査の実施状況などにつき定期的に報告を行う。また、重要な稟議書類の被報告者となり経営に関する重要な決裁事項を把握する。

（8）その他当社監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
ア）内部監査規程において、監査部門を監査役の行う監査の円滑な遂行に協力させ、もって監査効率の向上に努める。
イ）監査役が意見の形成などのため、必要に応じて会計監査人及び顧問弁護士を活用できる体制を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

ア）当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える勢力、団体には断固たる態度を取り、このような勢力、団体とは一切の関係を持たないことを基本方針としており、その旨を「グループ法令遵守基本方針」に明文化し、事業所等見やすい場所に掲示し、全社員への周知徹底を図っている。また、平素から総務部門が統括部署となり、反社会的勢力に関する情報収集に努めるとともに、万一、反社会的勢力からの接触を受けた場合は、適宜に警察・弁護士等を含め外部機関と連携して組織的に対処する。

イ）新規取引先に対する与信申請及び契約締結に係る稟議申請の際に、新規取引先と反社会的勢力との関わりに関する事前審査を実施する。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

任期内の辞任等により、当社が監査役の員数を欠く場合に備え、補欠監査役を選任しております。

【内部統制組織図】

(1)内部統制組織図

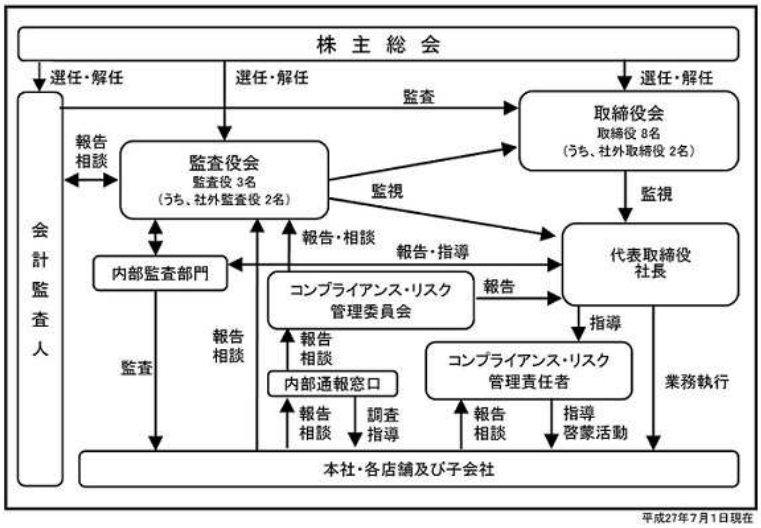

平成27年7月1日現在

【適時開示組織図】

(2)決定事項・発生事実に関する情報の開示

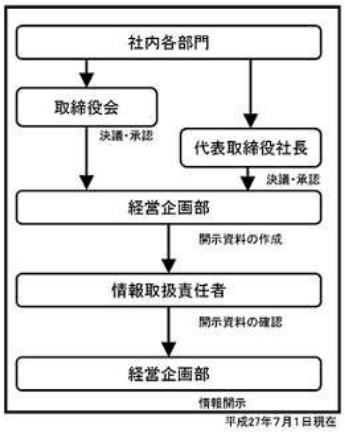

平成27年7月1日現在

(3)決算に関する情報の開示

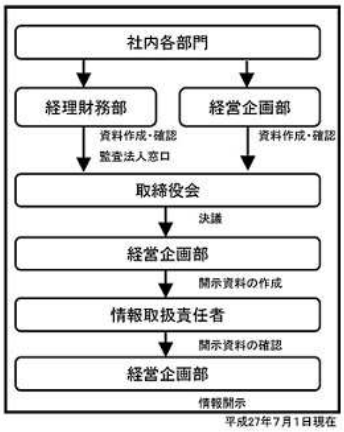

平成27年7月1日現在